平成23年度 市町村財政の概要

1 市町村の概要

(1) 団体数

平成24年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合等(普通会計に属するもの)42となっています。

(2) 人口

平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口は、県計2,068,942人、市部1,746,311人、町村部322,631人となっています。これを平成23年3月31日現在の人口と比べると、県計で7,733人(0.4%)、市計で5,937人(0.3%)、町村計で1,796人(0.6%)減少しています。

2 普通会計の決算状況

(1) 総説

平成23年度の県内42市町村の普通会計決算では、昭和43年度以降連続して44年間、実質収支において黒字を計上することができました。

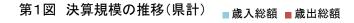
(2) 決算規模

平成23年度における普通会計決算規模は、

歳入8,460億1,697万円(前年度8,560億5,085万円)

歳出7,953億8,013万円(前年度8,036億3,814万円)

で、対前年度伸び率は、歳入1.2%減(前年度0.2%減)、歳出1.0%減(前年度0.9%減)となり、歳入歳出ともに2年連続で前年度を下回る結果となりました。(第1図)



百万円



区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質単年 度収支
平成23年度	846,017	795,380	50,637	5,570	45,067	△ 800	8,652
平成22年度	856,051	803,638	52,413	6,551	45,862	7,202	23,858

(単位:百万円)

(3) 決算収支

- ・ 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から繰越明許等のために、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、450億6,655万円で、全団体黒字となりました。
- ・ 当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、8億39万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、9団体が黒字、12団体が赤字となっており、町村にあっては、10団体が黒字、11団体が赤字となりました。

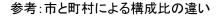
・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、積立金の取崩額を赤字要素とみなして加減した額)は、86億5,219万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、15団体が黒字、6団体が赤字となっており、町村にあっては、15団体が黒字、6団体が赤字となりました。

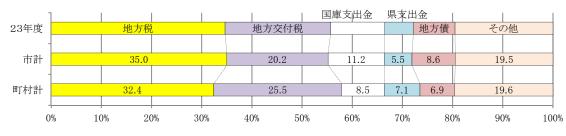
(4) 歳入

- ・歳入総額は8,460億1,697万円で、前年度に比べ100億3,388万円(1.2%)減少し、2年連続で減少となりました。歳入総額の主な内訳は、地方税2,929億6,522万円(構成比34.6%)、地方交付税1,780億5,623万円(構成比21.0%)、地方債705億6,192万円(構成比8.3%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は1.0%の増となり、3年ぶりの増加となりました。地方 税全体の41.1%を占めている市町村民税は、個人住民税が個人所得の減少に伴い1.7%減少したもの の、法人住民税が企業業績の回復により10.9%増加しました。
- ・地方交付税は3.4%増と4年連続の増加となりました。しかし、地方交付税の不足分として振り替えられる 臨時財政対策債は大幅に減少(25.4%)し、これを加えた実質的な地方交付税は減少(2.5%)となりました。
- ・国庫支出金は、児童福祉費及び生活保護費など社会保障関係経費が増加したものの、普通建設事業費支出金の減少により、9.7%減少となりました。また、「その他」は、繰入金や自動車取得税交付金の減等により0.8%の減少となりました。
- ・地方債は、地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債が大幅に減少(25.4%)したことにより、4年ぶりに減少(10.9%)となりました。



第2図 歳入構成比の推移(県計)





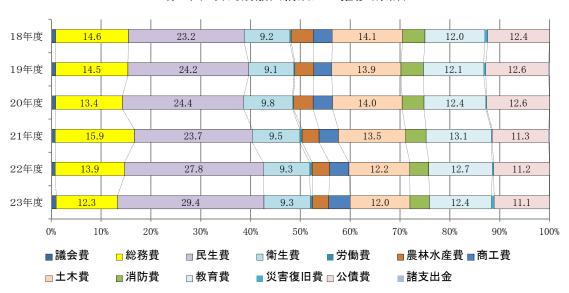
・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が小さく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

(5) 歳出

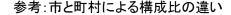
・歳出総額は7,953億8,013万円で、前年度に比べ82億5,801万円(1.0%)減少し、2年連続で前年度を下回りました。

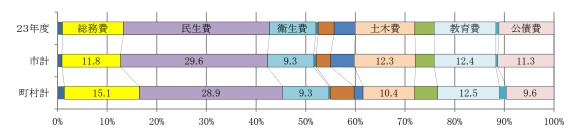
【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成比は、民生費2,342億3,688万円(構成比29.4%)、教育費989億4,815万円(構成比12.4%)、総務費982億478万円(構成比12.3%)、土木費953億660万円(構成比12.0%)、公債費879億4,747万円(構成比11.1%)の順で、昨年度に引き続き民生費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の77.3%を占めています。(第3図)
- ・主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、災害復旧費(108.7%増)、民生費(4.8%増)、議会費(26.8%増)等が増加、総務費(12.3%減)、土木費(2.7%減)、農林水産費(9.6%減)、教育費(3.2%減)等が減少となっており、ここ数年間、民生費が増加という状況が続いています。
- 23年度の主な増減理由は、議会費は議員年金制度廃止による議員共済費負担金の増、総務費は基金積立金の減、民生費は子ども手当や生活保護費の増、労働費は緊急雇用創出事業の減、農林水産業費は農山漁村活性化プロジェクト支援事業の減、商工費は中小企業等金融対策事業・企業立地促進事業の増、教育費は義務教育施設整備事業の減、災害復旧費は台風15号災害復旧事業費による増です。



第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)

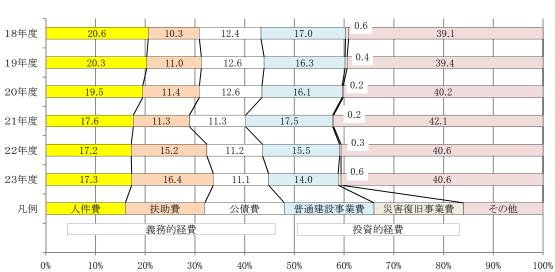




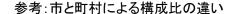
市と町村を比較すると、市の総務費の構成比が町村に比べて小さくなっていますが、これは、団体の規模が大きいため、スケールメリットにより、システム等管理経費等が割安になっているためと考えられます。
 また、土木費や公債費の構成比は町村が小さくなっていますが、ここ数年の投資的経費の抑制効果が、財政規模の大きな市に比べ、より顕著に表れているものと思われます。

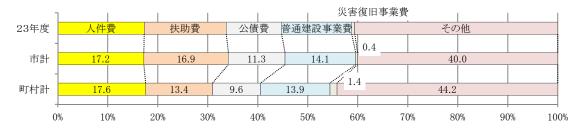
【性質別歳出】

- ・性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、3,558億893万円(構成比44.7%)、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる投資的経費は、1,162億6,864万円(構成比14.6%)、また物件費、繰出金、補助費等からなるその他の経費は、3,233億256万円(構成比40.6%)となりました。(第4図)
- ・ 義務的経費は、前年度より1.4%増となりました。これは人件費が各団体の行政改革努力により減少し、公 債費も償還額のピークを越えつつあること等により減少したものの、扶助費が子ども手当や生活保護費の増 等により、増加したためです。
- ・投資的経費は、普通建設事業費の減少により8.5%減となりました。なお、災害復旧事業費は台風15号災害の復旧事業等により多治見市、郡上市、白川町、御嵩町等で大きく増加し、県全体では108.7%増となりました。
- ・その他の経費は前年度より0.7%減となりました。積立金が財政調整基金積立金の減等により25.2%減少したことが主な要因です。



第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)





・市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比7.5%、町村の構成比11.8%)や繰出金(市の構成比11.1%、町村の構成比12.8%)に係る構成比の差によるものです。

3 財政指標等

(1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.64(前年度0.66)、町村の平均値が0.56(前年度0.59)、市町村全体の平均値が0.60(前年度0.62)となり、前年度より0.02ポイント低下しました。(第5図)

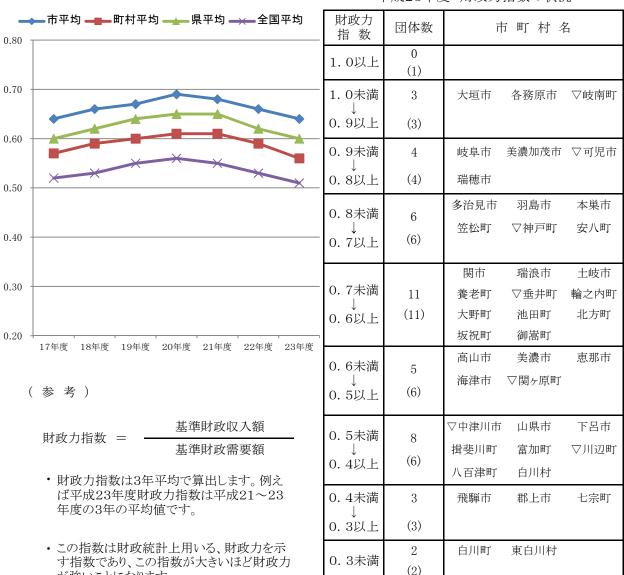
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市平均	0.64	0.66	0.67	0.69	0.68	0.66	0.64
町村平均	0.57	0.59	0.60	0.61	0.61	0.59	0.56
県平均	0.60	0.62	0.64	0.65	0.65	0.62	0.60
全国平均	0.52	0.53	0.55	0.56	0.55	0.53	0.51

(単純平均。全国平均は特別区を除く。)

第5図 財政力指数の推移

が強いことになります。

平成23年度 財政力指数の状況



- (注) 1 ()の数は平成22年度指数による団体数
 - 2 △印は1階級上がった市町村
 - 3 ▽印は1階級下がった市町村

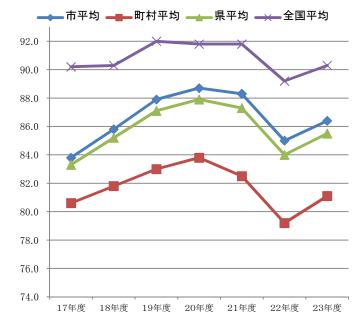
(2) 経常収支比率

経常収支比率(平均)は、前年度より1.5ポイント増加し、85.5%となりました。(第6図)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市平均	83.8	85.8	87.9	88.7	88.3	85.0	86.4
町村平均	80.6	81.8	83.0	83.8	82.5	79.2	81.1
県平均	83.3	85.2	87.1	87.9	87.3	84.0	85.5
全国平均	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3

(加重平均。全国平均は特別区を除く。)

(%) 第6図 経常収支比率の推移



(参考)

経常収支比率 =

経常経費充当一般財源 経常一般財源等+減収補てん債特例分 +臨時財政対策債

・この比率は財政構造の弾力性を判断するためのものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

平成23年度 経常収支比率の分布

8市町村
28市町村
6市町
なし

第7図 地方債現在高と積立金現在高

(3) 地方債現在高

各団体において公債費負担の適正化に努力し地方債の発行を抑制したことにより、地方債現在高は2年ぶりの減少となりました。(第7図)

(4) 積立金現在高

財政調整基金、減債基金、 特定目的基金のいずれも 取り崩しを上回る額を積み 立てたため、積立金現在高 は増加しました。(第7図)



【 地方公共団体財政健全化法による平成23年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率。①~④をまとめて「健全化判断比率」。)を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

各市町村では健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表しています。

《概要》

全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未満

① 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも実質赤字が生じず、「一」(比率なし)となりました。

② 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字 (地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額)を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の 度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも連結実質赤字が生じず、「一」(比率なし)となりました。

(参考)

 一般会計等の実質赤字額
 連結実質赤字額

 実質赤字比率 = 標準財政規模
 連結実質赤字比率 = 標準財政規模

③ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。 財政健全化法の実質公債費比率は、起債に際して協議で足りる団体か許可を要する団体かの判定に用い られる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

県内市町村は、全団体とも早期健全化基準を下回りましたが、郡上市(20.0%)及び山県市(18.7%)は引き続き18%以上となったことから、起債許可団体となりました。

18%未満	40市町村	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要			
18%以上25%未満	山県市、郡上市	することとなっています。			
25%以上35%未満	_	25%は財政健全化法における早期健全化基準です。			
35%以上	_	35%は財政健全化法における財政再生基準です。			

(参 考) 実質公債費比率 =

(3か年平均)

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金*) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子等

※県内市町村の加重平均は8.7%、全国市町村の加重平均は9.9%

④ 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(平成23年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体早期健全化基準を下回りました。

高山市、多治見市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、岐南町、大野町、坂祝町、七宗町及び白川村の 11市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「一」(比率なし)となりました。

(参 考) 将来負担比率 = 将来負担額* - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額等

※県内市町村の加重平均は10.3%、全国市町村の加重平均は69.2%

4 むすび

平成23年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入・歳出総額ともに2年連続の減少となりました。歳入面では、地方交付税が4年連続で増加し、地方税も3年ぶりに増加したものの、国庫支出金、臨時財政対策債等が減少したことにより、総額では前年度を下回り、一方歳出面では、扶助費が大幅に増加したものの、人件費や普通建設事業費等が減少したことにより、総額では前年度を下回りました。また、地方債現在高は臨時財政対策債の大幅な減により2年ぶりに減少し、積立金現在高は2年連続の増加となりました。

主な財政指標では、経常収支比率(県加重平均)は1.5ポイント上昇したものの、実質公債費比率(県加重平均)は0.8ポイントの改善となっています。実質公債費比率の改善は、各団体が地方債の発行の抑制、繰上償還などに積極的に取り組んだ結果と考えられますが、起債許可団体の基準である18%以上の団体が引き続き2団体あり、個々に見ると依然として厳しい状況が続いている市町村があると言えます。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)の公表が制度化され、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとしています。県内市町村は、全団体が4指標とも早期健全化基準未満でしたが、全国では2団体が早期健全化基準を超え、1団体が再生基準を超えているところです。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていくとともに、人口減少等に伴い地方税収入が減少する一方で、引き続き社会保障関係経費の増加が予想される厳しい状況の中、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、住民に最も身近な地域主権の主体としての体質強化を図っていくことが重要となっています。

本書のみかた

本書は、岐阜県内市町村の財政状況等について明らかにすることを目的に、平成23年度の普通会計 決算概要を中心に次の資料をまとめ、「市町村台帳編」として収録したものです。

- ・総務省「平成23年度地方財政状況調査」
- ・地方公共団体財政健全化法に基づく県知事への報告
- ・総務省「平成24年地方公務員給与実態調査」
- ・特別職等の状況 等

なお、本書における主な用語の意義等は次のとおりです。

「類型」

市町村の態様を決定する要素のうち、最もその度合いが強く、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されていますが、平成 2 3 年度は平成 2 2 年国勢調査の結果に基づき、都市については 1 6 類型、町村については 1 5 類型を設定しました。なお、岐阜市については、中核市として別類型となっています。

「地方交付税種地」

普通交付税の算定に用いるもので、都市的形態の程度に応じた行政の質と量の差をそれぞれ市町村ごとにみるために格付けした地域区分をいいます。この場合において地域区分とは、生活圏域の中核都市をI、その他の市町村をIIとして区分しています。

「特別職」

氏名・任期については平成25年1月1日現在の状況です。報酬(給料)月額については平成24年4月1日現在の状況です。

なお、財政状況等の理由により給与の減額措置を行っている団体については、減額後の報酬(給料) 月額となっています。

「基準財政収入額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額=(地方税+税交付金+市町村交付金+地方特例交付金のうち減収補てん特例交付金) × 75/100+税源移譲相当額(個人住民税)+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+地方特例交付金のうち児童手当及び子ども手当特例交付金

なお、額は錯誤前の額です。

「基準財政需要額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、次の算式によって算出されたものです。

基準財政需要額=単位費用×(測定単位の数値×補正係数)なお、額は錯誤前の額です。

「標準税収入額等」

地方公共団体の税収入確保体制の適正化のための指標とするもので、次の算式によって算定されたものです。

標準税収入額等={基準財政収入額-(税源移譲相当額(個人住民税)の25%+地方譲与税+交通 安全対策特別交付金+地方特例交付金のうち児童手当及び子ども手当特例交付金)}× 100/75+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+地方特例交付金のうち児童手 当及び子ども手当特例交付金

「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式によって算定されたものです。 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

「財政力指数」

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値(過去3ヶ年間の平均値を使用することが多い。) をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。

「実質収支比率」

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

「経常一般財源比率」

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。

「公債費負担比率」

地方公共団体の公債費負担の程度、ひいては財政構造の硬直化の程度を判断するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

「積立金及び積立金取崩額」

財政調整基金への積立額及び財政調整基金からの取崩額をいいます。

「地方債」

特定資金公共投資事業債を含む額を計上しています。

「補助事業費と単独事業費」

補助事業費には、直接又は間接を問わず、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、単独事業費には、市町村の単独事業費及び県の単独補助を受けて行う事業費を計上しました。

「補助·単独」

普通建設事業費の内訳として補助・単独に分類して記載してありますが、その合計が普通建設事業費に合致しないのは、普通建設事業費のうち「国直轄事業負担金」及び「県営事業負担金」を補助・単独に分類して計上していないためです。

なお、補助・単独は次のように算出してあります。

補助=補助事業費+受託事業費のうちの補助事業費

単独=単独事業費+受託事業費のうちの単独事業費+同級他団体施行事業負担金

「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を把握するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

経常収支比率= 経常経費充当一般財源 経常一般財源+減収補てん債特例分+臨時財政対策債 × 100

「職員数」

平成24年4月1日現在の普通会計に属する職員数です。

「健全化判断比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度、全ての地方公共団体が公表しなければならない実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画 又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較 することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

「実質赤字比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計における歳出に対 する歳入の不足額(いわゆる赤字額)の、標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪 化の度合いを示す比率ともいえます。

「連結実質赤字比率」

公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算した当該団体一法人として の歳出に対する歳入の資金不足額の、標準財政規模の額に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、団体全体としての赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

「実質公債費比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公 債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3ヶ年間の平均値です。

借入金(地方債)返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率と、起債に協議を要する団体か許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率とは、同じ概念です。

「将来負担比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。

※「一部事務組合等加入の状況」は、当該組合が行っている主たる事務に「○」を付しています。